

モニタリング結果

指定施設：市川市クリーンセンター余熱利用施設
指定管理者：市川ウエルネスサポーターズ

担当課：クリーンセンター

1. 令和5年度モニタリング結果

総合判定	良
------	---

評価委員の意見

- ・クイズ形式のマナー啓発など他自治体で悩んでいる啓発に取り組むなど施設運営を行っており、それらのノウハウを市にフィードバックするなどして向上につなげていただきたい。
- ・年度がわりや休館日のこともあるだろうが、単純ミスでの提出物の期限の遅れがないようにしていただきたい。
- ・本会の項番資料として、評価の判断基準についてのものだけではなく実績ベースの資料を翌年度から出してほしい。それ程、負担増にならないのであれば、評価項目一覧の判断基準の横に実績をのせれば良いのではないか。
- ・剰余金について、市にフィードバックされていないが、市民サービスの向上が剰余金のフィードバックが市民サービス向上につながるか明確化した方が良い。
- ・既存人員に資格を取らせるなど、収支バランスを考え、新規施策を行っている。
- ・協定期間の半ばではあるが、修繕台帳を整備した方が良い。
- ・災害発生時にクリーンSPA市川の収容できる人数・対応できる日数などを明確にしておいた方が良い。
- ・障害者への対応と併せ、市と協力して、ダイバーシティを意識した取組を進めていただきたい。

講 評

協定書・提案書等に基づき運営・維持管理は良好に行われており、一次評価の手続き及び評価結果は適正であると認められる。

【注】評価方法について

①評価基準についての考え方

評価	評価基準	評価点	項目数	合計評価点	満点
A	市の管理水準を超える結果であるとき	3	9	27	
B	市の管理水準を満たしているとき	2	28	56	
C	一部、管理水準を満たしていないが速やかに改善できる見込みがあり、改善指示を行うとき	1	1	1	
D	履行状況に著しく不適切な部分があり是正指示を要するとき	0	0	0	
計			38	84	100

②総合評価の方法

総合評価	合計評価点
優	90点～
良	60点～89点
可	～59点
改善	D評価の評価項目が1つ以上ある場合

☆：B・C・Dの3段階で評価
→項番13～15、17、21、23、25
※：B・Dの2段階で評価
→項番7～12、24

＜モニタリング結果評価表＞

市民(利用者)満足度について

項番	評価項目	評価
1	利用者アンケート調査を実施し、改善に努めているか。	B
2	利用者の苦情等のトラブル対応は適切に行われているか。	B
3	年齢や国籍の異なる利用者への案内表示の工夫がされているか。	B
4	利用者がお互い気持ちよく利用するために必要なマナー啓発に繋がる工夫がされているか。	A
5	利用者の個人情報、個人情報の保護に関する法律に従って適正に管理されているか。	B

施設の管理・運営について

項番	評価項目	評価
6	利用者の個人情報は、個人情報の保護に関する法律に従って適正に管理されているか。	B
7※	施設賠償責任保険の加入は適切に行われているか。	B
8※	一括委任、一括委託が行われていないか。	B
9※	施設の目的外使用は行われていないか。または、適正な目的外利用を行っているか。	B
10※	防火管理者は適正に配置されているか。	B
11※	施設の設置管理条例及び施行規則に定める事項を遵守しているか。	B
12※	労働関連法令を順守した雇用を行っているか。	B
13☆	提出書類は適正なものを期日までに提出しているか。	C
14☆	市の財産の形状、形質等の変更はないか。	B
15☆	会計区分は適正に管理され、決算は適正に行われているか。	B
16	仕様書の範囲内で適切に修繕が行われているか。	A
17☆	備品は適正に管理しているか。	B
18	事故防止、安全対策がされているか。	A
19	事故等の緊急時、災害発生時の対応は確保されているか。	B
20	感染症対策がされているか。	B
21☆	人員配置について、サービス品質水準を高く保ち、安定した業務遂行、安全な施設利用を提供できるよう明確な責任分担のもと、人員配置がされているか。	A
22	利益還元条件について提案書の内容のと通りの還元条件が設定されているか。	B
23☆	施設利用者に高水準のサービスを提供し、施設を安全にかつ衛生的に管理運営するための各種マニュアルが整備されているか。	B
24※	施設の管理運営業務を実施するにあたり、関係官公署等へ必要な届け出や報告が行われているか。	B

事業の運営について

項番	評価項目	評価
25☆	指定管理者の財務状況は安定しているか。	B
26	情報の公開に努めているか。	A
27	提案施設のスタジオは提案書の内容のとおり実施されているか。	A
28	提案施設のトレーニングルームは提案書の内容のとおり実施されているか。	B
29	提案施設のゲームコーナーは提案書の内容のとおり実施されているか。	B
30	提案施設の会議室は提案書の内容のとおり実施されているか。	B
31	提案施設の休憩コーナーは提案書の内容のとおり実施されているか。	B
32	提案施設の集会室は提案書の内容のとおり実施されているか。	B
33	提案施設・提案プログラムは施設の特徴を活かした内容になっている。	B
34	自主事業は施設設置の目的を阻害しない範囲で、施設を有効に活用する内容で実施されているか。	B
35	提案書にある市民サービス向上のための新規施策は計画どおり実施されているか。	A
36	レストランのメニューは提案書の内容に沿って提供されているか。	A
37	収支計画の目標値を達成するために提案書に示された取り組みは計画どおりに実施されているか。	B
38	利用者の裾野を広げるために、市や関係機関と連携したイベント等の企画に取り組んでいるか。	A

2. 具体的な指示事項(改善期限)

評価項目28、29、31について、昨年度A評価であったものが、本年度B評価となった。新たな試みが利用率の向上のための総意工夫が足りないのではなく、もう一步踏み込んでほしいことからのB評価である。 評価項目13については、4月分の月次業務報告書の提出が遅延したが、その後の提出期限は守られている。再度、基本協定書や年度協定書、提案書等を熟読し、単純な誤りが生じないようにすること。 上記について、速やかに対応すること。
